資料１

岐阜市三田洞神仏温泉

指定管理者管理業務仕様書

本仕様書は岐阜市三田洞神仏温泉募集要項と一体のものであり、岐阜市三田洞神仏温泉（以下、「施設」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、岐阜市三田洞神仏温泉条例及び岐阜市三田洞神仏温泉条例施行規則に定めるもののほか、指定管理者に要求する業務の内容を示すものである。

１　趣旨

本仕様書は、指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

２　法令等の遵守

施設の運営にあたっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる法令・規定等に基づかなければならない。なお、本指定期間中にこれらの法令・規定等に改正があった場合は、改正された内容とする。

（１）　地方自治法（昭和22年法律第67号）
（２）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
（３）　老人福祉法（昭和38年法律第133号）
（４）　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）
（５）　岐阜市三田洞神仏温泉条例（昭和42年岐阜市条例第42号）（以下、「条例」という。）
（６）　岐阜市三田洞神仏温泉条例施行規則（昭和43年岐阜市規則第4号）（以下、「規則」という。）
（７）　岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）
（８）　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）
（９）　岐阜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岐阜市条例第49号）
（10）　岐阜市行政手続条例（平成8年岐阜市条例第31号）
（11）　岐阜市公契約条例（令和2年岐阜市条例第16号）
（12）　岐阜市会計規則（平成２４年岐阜市規則第１３号）
（13）　岐阜市物品管理規則（平成２４年岐阜市規則第１４号）
（14）　公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）
（15）　公衆浴場における衛生等管理要領等について（平成12年厚生省生活衛生局長通知）
（16）　レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針について（平成15年厚生労働省告示第264号）
（17）　循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて（平成13年厚生労働省健康局生活衛生課長通知）
（18）　障害者基本法（昭和45年法律第84号）
（19）　岐阜市公衆浴場法施行細則（昭和60年岐阜市規則第16号）
（20）　入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策のための衛生管理手引書（令和７年岐阜市保健所生活衛生課）

３　業務内容

（1） 施設の管理運営体制等に関する業務

ア 職員の雇用等に関する業務

① 人員の配置

- 施設長を配置すること。
- 事故等に対応できる人員（看護師等）を配置すること。
- その他必要な職員を配置すること。

② 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。

③職員に対して、施設の管理運営に必要な研修をすること。

イ 使用料の徴収、収納及び返還に関する業務

- 条例に定める使用料を徴収すること。なお、使用料の徴収に当たっては、現金による納付のほか、市が貸与する決済端末等の機器を用いて、キャッシュレス決済を行う場合がある。
 現金により納付を受けた使用料を、市に納入すること。
- 条例第11条第3項の各号に該当する場合、利用者に使用料を返還すること。

ウ 管理責任者、防火管理者及び感染症対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を配置し、その者の氏名を報告すること

エ 危険物取扱者を配置し、その者の氏名を報告すること

オ 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び業務従事者の安全確保に努めること。

カ 災害に備えるための対策を行うこと。

- 非常災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定めること。
- 災害情報配信システムに登録するなどし、災害時に情報収集ができる体制また情報伝達が円滑に行える体制を整えること。また、緊急時の連絡先等をあらかじめ市へ報告すること。
- 災害時の避難・救出その他必要な訓練を定期的に実施すること。
- 岐阜市域で震度「4」以上を観測する地震が発生した場合又は「レベル3警報」以上の防災気象情報が発令された場合は、施設の被害の有無及び状況を把握し速やかに市に報告すること
- 施設の管理保全に努めるとともに、被害拡大の防止を図ること。
- 災害が発生した場合は、施設利用者及び業務従業員の避難誘導等安全の確保に努めるとともに、その状況を速やかに市へ報告すること。

キ 災害発生時の対応を行うこと。

- 施設の開館時間内に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生し、施設内に利用者が滞留する場合は、市災 害対策本部等に速やかに報告し、対応を協議すること。
- 施設に滞留者が滞在する時は、市災害対策本部等からの指示を仰ぎ、受け入れに協力すること。
- 長時間、施設内に利用者が滞留するなど、資機材等を必要とする場合は、市が準備する。
- 上記以外の詳細については、基本協定書により定める。

ク 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること

ケ 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること

① 定期的な清掃等を実施し、常に施設を清潔な状態の保持に努め、管理上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出すること。また、利用者にはごみの持ち帰りを徹底させること。

② 岐阜市有施設における病害虫等防除に関する基本方針に準じ、病害虫等防除マニュアルを作成し、市に提出するとともに実施すること。

コ 職員に必要な健康診断を行うこと

サ 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」第４条の排除措置の対象となる者を契約その他の事務事業の相手方としないこと。

シ 市に準じ、省資源及び廃棄物減量など環境への負荷の軽減に努めること

ス 利用者からの意見・苦情を受け付け、問題を解決するための事務マニュアルを整備すること

セ 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第2条から第4条、岐阜市公衆浴場法施行規則（昭和60年岐阜市規則第16号）第3条の規定による管理者設置の届出を行うこと。

ソ 文書等の管理に関すること

① 施設あての文書類は、収受印を押印し、内容ごとに保管期間を定め保管すること。

② 市にあてた文書類又は取扱いに疑義が生じた文書類については、市に回送し、市の指示を受けること。

③ 管理業務に関わる文書等の管理及び市民に対する情報公開のあり方については、市及び指定管理者間で別途協議して定める。

タ 施設の視察等の対応に関すること

他の地方公共団体の職員等による視察、見学等については、原則として指定管理者が対応すること。なお、視察者等の受入れは、管理業務に支障が生じないように努めること。

チ 施設利用に関すること

個人利用については、指定管理者が定める利用登録証交付申請書を受け付け、指定管理者が定める利用登録証を交付すること。

ツ 利用者の満足度調査（アンケート）を年２回以上実施すること。

調査項目については、あらかじめ市と協議の上決定すること。なお、「サービスの質が確保されているか」に関する項目を盛り込むこと。

（2） 高齢者等に対して低廉でかつ健全な保健休養の場を与え、もって心身の健康の増進に関する事業の企画及び実施の業務

ア 休養のための施設の提供に関すること

イ 心身の健康の増進を図るための事業に関すること

なお、営業活動等、営利行為と見なされる行為は行うことができない。

ウ 高齢者等の健康づくり、生きがいづくりの支援、健康寿命の延伸を図るため、教養講座等を無料で行い、そのために必要な便宜を提供すること

エ 事業の広報にあたっては、「広報ぎふ」、ホームページ、各種団体の機関紙等への掲載、公共施設等での利用案内等を行うこと

（3） 施設の維持管理に関する業務

ア 施設の適正な運営のため、参考資料に定める施設の設備に関する保守管理業務等を行うこと

イ 施設、設備、備品等の維持管理に関すること

① 施設の状態把握

管理者点検マニュアル（平成31年3月）に基づき、施設の点検を行うこと。

② 修繕等の維持管理

修繕は、市と事前に協議すること。施設の修繕を行った場合は、市に報告すること。なお、原

則として見積額１０万円未満の修繕は指定管理者において行い、見積額１０万円以上の場合は市と協議すること。

③　市が団体に貸与する備品は、善良なる管理者の注意をもって管理すること。

④　備品に付随する消耗品は、適時、補充又は交換すること。

⑤　庭園等の管理

・敷地内の草刈りを随時行うこと。

・樹木及び草花の適正な維持管理を行うこと。

⑥　駐車場の管理

自家用車等での来館者が多い日については、駐車場の整理を行うこと。なお、新たに利用者用駐車場を借りる場合には、事前に市と協議すること。

⑦　市が施設の一部を、自動販売機等設置のため、行政財産目的外使用許可として第三者に使用させることがある。

⑧　「公衆浴場における衛生管理要領等について」（募集要項別記１）を遵守し、換水及び塩素濃度管理等の適切な浴室衛生管理を実施すること。

換水については、毎日換水を原則とすること。

また、塩素濃度測定は、1日3回以上を基本とする。

ウ　光熱水費等の支払に関すること

光熱水費については、レジオネラ対策を徹底する一方、省エネルギーに努めること。

エ　自家用電気工作物に関すること

電気設備保守点検について、指定管理者が電気事業法第３９条第１項の義務を果たすことを明らかにするため、市と覚書を交わすこと。

オ　その他施設の維持管理に必要な業務については、市及び指定管理者間で別に協議して定める。

４　経理及び立ち入り検査について

（１）　経理規程

指定管理者は経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

（２）　立ち入り検査について

市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うこととする。

（３）　団体の経理状況等の報告について

年度当初に、団体の財務諸表等、団体の経理状況を示す書類を提出すること。

５　事業計画・実績報告等

（１）　当該事業年度の2月末までに、翌年度の事業計画を提出すること。

（２）　管理業務の実施状況について、毎月事業終了後10日以内に、次に掲げる事項について集計し市に報告すること。

ア　管理業務の実施状況

イ　施設の利用状況（開館日数、区分別・年齢別利用実績、利用者数等）

ウ　料金収入・行事の実施状況

エ　上記に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

（３）　年度終了後、協定で定める期間内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出すること。た

だし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該月までの間の事業報告書を提出しなければならない。

ア　管理業務の実施状況

イ　施設の利用状況（開館日数、区分別・年齢別利用実績、利用者数等）

ウ　料金収入・行事の実績

エ　管理経費等の収支状況

オ　管理経費等の収支状況満足度調査（アンケート）結果

カ　利用促進方策実施状況（広報実態等）

キ　上記に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

６　管理運営業務の再委託

（１）　指定管理者が行う管理業務を一括して第三者に委託することはできないこととする。ただし、管理業務のうち、設備等の保守管理、清掃、警備等の一部の業務については、事前に書面により申請し、市の承認を得ること。

（２）　承認事項に変更が生じた場合は、速やかに市の再承認を受けること。

７　協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

８　物品の帰属等

（１）　市との協議の結果、指定管理者が委託料により物品を購入したときは、購入後の物品は市の所属に帰するものとする。

（２）　指定管理者は、市に帰属する物品について、「岐阜市物品管理規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動についてその都度に市に報告しなければならない。

（３）　岐阜市物品管理規則で定める消耗品のうち、施設運営、事業実施等のため、保存の必要のある物品については、事業用物品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理しなければならない。

９　備品物品等

備え付けの備品等は別途提示する。

１０　業務を実施することにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

（１）　公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

（２）　指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定、要綱等を作成する場合は、市と協議すること。

（３）　各種規定がない場合は、市の諸規定に準じて業務を実施すること。

１１　業務の引継ぎ

指定期間の終了等により指定管理者が交代する場合は、以下のとおりとする。

（1）　指定管理者は、次期指定管理者が円滑に引継ぎを行えるよう引継書を作成し、市が定める引継ぎ期間中に次期指定管理者へ引継ぎを行うこと。ただし、市は引継ぎに係る費用を負担しない。

（2）　備品等については、市所有のものと旧指定管理者が所有するものを明確にするとともに、市所有のものは確実に新指定管理者に引き継ぐものとする。

（3）　個人情報を引き継ぐ際は漏えいの無いよう確実に引き継ぐこと。また引き継ぐ必要のない個人情報は適切に廃棄すること。

１２　その他

施設内で市が広告事業を行う場合がある。

別記１

浴場における衛生管理について

公衆浴場における衛生管理については、以下に示す指針等に従うこと。

○公衆浴場における衛生等管理要領等について（平成 15 年厚生労働省健康局長通知）
○レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針について（平成 15 年厚生労働省告示第 264 号）
○循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアルについて（平成 13 年厚生労働省健康局生活衛生課長通知）
○入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策のための衛生管理手引書（令和７年岐阜市保健所生活衛生課）

特に、以下について遵守すること。

・気泡発生装置等を設置した浴槽やシャワー、打たせ湯等エアロゾルを発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しない。
・毎日完全換水型の浴槽は毎日清掃、１月に１回以上消毒。連日使用型循環浴槽水を使用している浴槽では、１週間に１回以上完全換水し、消毒、清掃する。

・浴槽の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の残留塩素濃度を頻繁に測定して通常 0.4 ㎎／1ℓ 程度に保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大 1.0mg/L を超えないように努めること。

・循環ろ過装置の１週間に１回以上はろ過器を逆洗し、汚れを排出してから、塩素剤等で消毒する。
・原水、原湯、上り用湯、上り用水及び浴槽水のレジオネラ属菌が検出されないこと（100ｍｌ中 10 個未満）

岐阜市三田洞神仏温泉
指定管理者管理業務仕様書　参考資料

１．管理保守点検等業務について

三田洞神仏温泉

	定期点検	日常保守管理
総合管理業務	定期掃除→年６回 窓ガラス清掃→年２回 カーペット清掃→年１回	日常清掃 運転監視業務 施錠開錠業務 空調フィルター清掃ほか
昇降機保守点検業務	月２回	
自動ドア保守点検業務	年３回	
ボイラー保守点検業務	年６回（ろ過装置含む）	
浄化槽維持管理業務	月４回　２５９人槽	
受水槽清掃業務	年１回	
防災機器保守点検業務	防災用設備等機器点検 →年１回 防災用設備等総合点検 →年１回	
非常通報装置保守点検業務	月１回	
スカイウェル保守点検業務	年１回 但し点検回数追加の場合別途有償	
給茶機保守点検業務		随時
殺虫駆除業務	害虫→年２回 むかで→年１回	
夜間警備業務		警備機器による　随時
電気保安業務	年６回	

２．利用状況報告書

年　　月　　日

岐阜市高齢福祉課長　様

岐阜市三田洞神仏温泉

施設長

三田洞神仏温泉利用状況報告書

標記について、　　年　　月分の利用状況を下記のとおり報告します。

	月分	累　計
１　開　館　日　数	日	日
２　利　用　者　数	人	人
３　一日平均利用者数	人	人
４　利　用　料　金	円	円

年　月　　日

岐阜市三田洞神仏温泉

指定管理者
施設長

岐阜市三田洞神仏温泉管理業務実施状況報告書

標記について、　　年　月分の管理業務実施状況を下記のとおり報告します。

1　　管理組織体制

(1) 職員の配置　施設長　　名

受付業務職員（1階　　名、3階　　名）　名

(2) 日々の勤務態勢

神仏温泉の１階に施設長　名と受付　名、3階に　名を配置

(3) 主な業務

施設長；施設管理の統括

受付業務職員；利用者の受付、館内巡回メンテナンス、塩素投入、その他の業務

2　行事実施状況

年　月	行　事　実　施　状　況

年度　　三田洞神仏温泉利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男													
女													
計													
開館日数													
1日当たり人数													

	60歳以上	60歳未満	小・中学生	障がい者	介助者	未就学児	合計
市内							
市外							
計							

60歳以上	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内													
市外													
計													

60歳未満	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内													
市外													
計													

小・中学生	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内													
市外													
計													

障がい者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内													
市外													
計													

介助者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内													
市外													
計													

未就学児	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内													
市外													
計													

年度　月　　三田洞神仏温泉　3階利用者集計表

区分		市 内										市 外										集 計								合計		
日	曜	身体障害者				知的障害者(療育手帳)				介助者		身体障害者				知的障害者(療育手帳)				介助者		市 内				市 外						
		1・2・3級		4級以下		A・A1・A2・B		B2以下				1・2・3級		4級以下		A・A1・A2・B		B2以下				障がい者		介助者		障がい者		介助者				
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	総合計
1																																
2																																
3																																
4																																
5																																
6																																
7																																
8																																
9																																
10																																
11																																
12																																
13																																
14																																
15																																
16																																
17																																
18																																
19																																
20																																
21																																
22																																
23																																
24																																
25																																
26																																
27																																
28																																
29																																
30																																
31																																
月 報																																
累 計																																

三 田 洞 神 仏 温 泉 利 用 集 計 表

| 区分 | | 市内 | | | | | | | | | 市外 | | | | | | | | | 市内 | | | | 市外 | | | | | | 利用者数 | | |
|---|
| 日 | 曜 | 60歳以上 | | | 60歳未満 | | | 小中学生 | | | 60歳以上 | | | 60歳未満 | | | 小学生 | | | 障害者 | | | 介助者 | 障害者 | | | 介助者 | 未就学者等 | | | | |
| | | 当日券 | 回数券 | 合計 | 当日券 | 回数券 | 合計 | 当日券 | 回数券 | 合計 | 当日券 | 回数券 | 合計 | 当日券 | 回数券 | 合計 | 当日券 | 回数券 | 合計 | 当日券 | 回数券 | 合計 | | 当日券 | 回数券 | 合計 | | 市内 | 市外 | 当日券 | 回数券 | 合計 |
| 1 |
| 2 |
| 3 |
| 4 |
| 5 |
| 6 |
| 7 |
| 8 |
| 9 |
| 10 |
| 11 |
| 12 |
| 13 |
| 14 |
| 15 |
| 16 |
| 17 |
| 18 |
| 19 |
| 20 |
| 21 |
| 22 |
| 23 |
| 24 |
| 25 |
| 26 |
| 27 |
| 28 |
| 29 |
| 30 |
| 31 |
| 月報 |
| 累計 |

年　月　　三田洞神仏温泉　講座受講者集計表

区分			市内																市外														講座受講者				合計	定員	予約	出席率(%)	受講率(%)		
日	曜	講座名	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上		10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上		市内		市外						
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女							

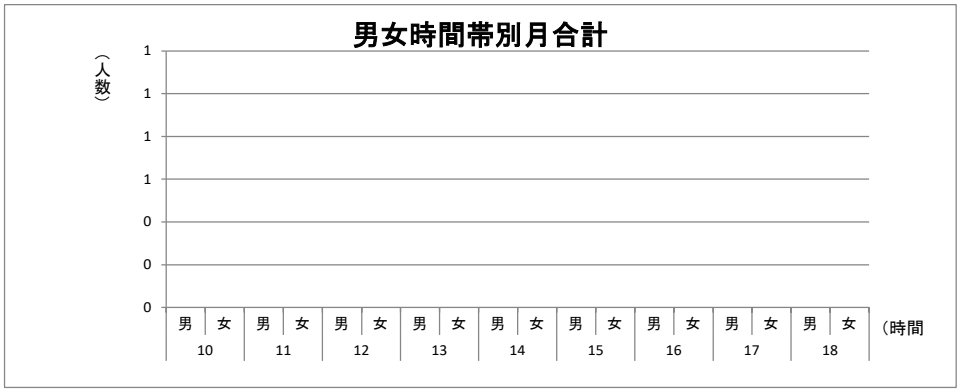
三田洞神仏温泉利用状況日計表

年　月

利用日		市　内								市　外								合　計	納入通知書No.
		当日券				回数券				当日券				回数券					
	単価	100	200	200	410	1,000	2,000	2,000	4,100	200	250	410	510	2,000	2,500	4,100	5,100		
	口座No.	4	2	3	1	8	6	7	5	12	11	10	9	16	15	14	13		
		障害者当日券	60歳以上当日券	市内小中当日券	一般当日券	障害者当日券	60歳以上回数券	市内小中回数券	一般回数券	市外障害者当日券	市外小中当日券	市外60歳以上当日券	市外一般当日券	市外障害者回数券	市外小中回数券	市外60歳以上回数券	市外一般回数券		
1	人																		
	円																		
2	人																		
	円																		
3	人																		
	円																		
4	人																		
	円																		
5	人																		
	円																		
6	人																		
	円																		
7	人																		
	円																		
8	人																		
	円																		
9	人																		
	円																		
10	人																		
	円																		
11	人																		
	円																		
12	人																		
	円																		
13	人																		
	円																		
14	人																		
	円																		
15	人																		
	円																		
16	人																		
	円																		
17	人																		
	円																		
18	人																		
	円																		
19	人																		
	円																		
20	人																		
	円																		
21	人																		
	円																		
22	人																		
	円																		
23	人																		
	円																		
24	人																		
	円																		
25	人																		
	円																		
26	人																		
	円																		
27	人																		
	円																		
28	人																		
	円																		
29	人																		
	円																		
30	人																		
	円																		
31	人																		
	円																		
合計	人																		
	円																		

総利用者時間帯別集計表

	10		11		12		13		14		15		16		17		18		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男 合計	女 合計	総合計
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					
28																					
29																					
30																					
31																					
合計																					



三田洞神仏温泉　A重油入荷表(　　年度)

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
入荷日	入荷量(KL)	入荷日	入荷量(KL)	入荷日	入荷量(KL)	入荷日	入荷量(KL)	入荷日	入荷量(KL)	入荷日	入荷量(KL)
計		計		計		計		計		計	

10月		11月		12月		1月		2月		3月		月平均
入荷日	入荷量(KL)	入荷日	入荷量(KL)	入荷日	入荷量(KL)	入荷日	入荷量(KL)	入荷日	入荷量(KL)	入荷日	入荷量(KL)	
												合計
計		計		計		計		計		計		

岐阜市三田洞神仏温泉事業計画の主要項目について

資料2

「三田洞神仏温泉」令和8年度事業計画の主要項目

1 基本方針　三田洞神仏温泉条例の規定に基づく、高齢者及び身体に障害のある者等に対し、低廉で健全な保健休養の場を提供することにより、心身の健康及び福祉の増進を図る。

2 実施事業　（1）長良川温泉の提供

（2）健康づくりに役立つ講座の開催

（3）サークル活動の支援

（4）囲碁・将棋室及び娯楽室等の提供

3 定期講座　ヨガ、いきいきピアノ,ちりめん細工、体操、童話・唱歌

4 サークル活動　健康マージャンクラブ

5 年間行事　（1）作品展

（2）介護と福祉の相談会

（3)囲碁・将棋大会

（4）講座発表会

資料3

資料3－1　令和7年度　三田洞神仏温泉講座受講者、講座開催回数

受講者数

講座名	ヨガ	ピアノ	ちりめん細工	体操	童話・唱歌	合計
人数	851	118	367	165	311	1812

開催回数

講座名	ヨガ	ピアノ	ちりめん細工	体操	童話・唱歌	合計
回数	96	18	46	25	22	207

岐阜市三田洞神仏温泉利用状況

資料4

資料4－1　令和7年度　三田洞神仏温泉利用状況①

1　利用者総数・開館日数・一日平均利用者数

	三田洞神仏温泉
利用者総数	64,555
開館日数	298
一日平均	217

2　男女別・個人団体利用者数

	三田洞神仏温泉
男性	40,932
女性	23,623
合計	64,555

	60歳以上	60歳未満	小・中学生	障がい者	介助者	未就学者	合計
市内	47,103	2,530	168	7,013	880	147	57,841
市外	3,483	2,049	106	941	90	45	6,714
合計	50,586	4,579	274	7,954	970	192	64,555

資料4－2

令和7年度　三田洞神仏温泉利用状況②

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	3,708	3,759	3,224	2,901	2,978	2,975	3,356	3,472	3,374	3,726	3,533	3,926	40,932
女	2,280	2,249	1,901	1,587	1,571	1,708	1,935	1,971	1,959	2,150	2,064	2,248	23,623
計	5,988	6,008	5,125	4,488	4,549	4,683	5,291	5,443	5,333	5,876	5,597	6,174	64,555
開館日数	24	26	25	25	26	25	26	25	23	24	23	26	298
1日当たり人数	250	231	205	180	175	187	204	218	232	245	243	237	217

	60歳以上	60歳未満	小・中学生	障がい者	介助者	未就学児	合計
市内	47,103	2,530	168	7,013	880	147	57,841
市外	3,483	2,049	106	941	90	45	6,714
計	50,586	4,579	274	7,954	970	192	64,555

60歳以上	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内	4,411	4,384	3,750	3,176	3,243	3,305	3,808	4,014	3,917	4,343	4,206	4,546	47,103
市外	318	294	286	249	210	257	286	299	305	328	291	360	3,483
計	4,729	4,678	4,036	3,425	3,453	3,562	4,094	4,313	4,222	4,671	4,497	4,906	50,586

60歳未満	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内	194	228	167	163	208	200	242	220	246	235	203	224	2,530
市外	166	193	169	179	207	216	167	172	119	169	137	155	2,049
計	360	421	336	342	415	416	409	392	365	404	340	379	4,579

小・中学生	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内	19	22	13	6	15	15	11	11	6	20	13	17	168
市外	10	22	9	13	13	10	3	4	4	7	2	9	106
計	29	44	22	19	28	25	14	15	10	27	15	26	274

障がい者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内	658	664	571	568	507	522	605	550	564	591	580	633	7,013
市外	92	81	66	68	64	71	71	79	71	85	83	110	941
計	750	745	637	636	571	593	676	629	635	676	663	743	7,954

介助者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内	88	97	73	49	57	63	75	70	78	73	65	92	880
市外	9	8	3	5	8	9	6	6	8	8	7	13	90
計	97	105	76	54	65	72	81	76	86	81	72	105	970

未就学児	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内	15	7	17	8	13	9	15	16	12	15	9	11	147
市外	8	8	1	4	4	6	2	2	3	2	1	4	45
計	23	15	18	12	17	15	17	18	15	17	10	15	192

資料4－3
令和7年度　三田洞神仏温泉　3階利用者集計表

| | 市内 | | | | | | | | | | | | | | 市外 | | | | | | | | | | | | | | 集計 | | | | | | | | 合計 | | |
|---|
| | 身体障害者 | | | | 知的障害者（療育手帳） | | | | 精神障害者 | | | | 介助者 | | 身体障害者 | | | | 知的障害者（療育手帳） | | | | 精神障害者 | | | | 介助者 | | 市内 | | | | 市外 | | | | | | |
| | 1・2・3級 | | 4級以下 | | A・A1・A2 | | B2以下 | | 1・2級 | | 3級以下 | | | | 1・2・3級 | | 4級以下 | | A・A1・A2 | | B2以下 | | 1・2級 | | 3級以下 | | | | 障がい者 | | 介助者 | | 障がい者 | | 介助者 | | | | |
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 合計 |
| 4月 | 27 | 9 | 4 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 33 | 23 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 39 | 23 | 33 | 23 | 6 | 0 | 0 | 6 | 78 | 52 | 130 |
| 5月 | 27 | 10 | 3 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 0 | 0 | 47 | 22 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 38 | 35 | 47 | 22 | 6 | 0 | 0 | 6 | 91 | 63 | 154 |
| 6月 | 24 | 12 | 2 | 0 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 31 | 22 | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 34 | 23 | 31 | 22 | 6 | 2 | 0 | 6 | 71 | 53 | 124 |
| 7月 | 29 | 6 | 5 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 20 | 7 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 41 | 6 | 14 | 20 | 8 | 0 | 0 | 7 | 63 | 33 | 96 |
| 8月 | 29 | 3 | 4 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 15 | 19 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 40 | 4 | 15 | 19 | 7 | 0 | 0 | 7 | 62 | 30 | 92 |
| 9月 | 34 | 3 | 5 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 17 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | 46 | 3 | 12 | 17 | 8 | 0 | 1 | 8 | 67 | 28 | 95 |
| 10月 | 35 | 4 | 4 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 17 | 23 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 46 | 7 | 17 | 23 | 5 | 0 | 0 | 5 | 68 | 35 | 103 |
| 11月 | 31 | 0 | 3 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 21 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 40 | 0 | 7 | 21 | 8 | 0 | 0 | 8 | 55 | 29 | 84 |
| 12月 | 31 | 0 | 4 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 8 | 25 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 43 | 0 | 8 | 25 | 7 | 0 | 0 | 7 | 58 | 32 | 90 |
| 1月 | 29 | 0 | 5 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 20 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 40 | 2 | 10 | 20 | 5 | 0 | 0 | 5 | 55 | 27 | 82 |
| 2月 | 26 | 1 | 5 | 3 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 20 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 38 | 4 | 12 | 20 | 9 | 0 | 0 | 9 | 59 | 33 | 92 |
| 3月 | 27 | 1 | 4 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 15 | 25 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 39 | 5 | 15 | 25 | 9 | 0 | 0 | 8 | 63 | 38 | 101 |
| 合計 | 349 | 49 | 48 | 5 | 83 | 1 | 0 | 0 | 4 | 57 | 0 | 0 | 221 | 257 | 82 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 82 | 484 | 112 | 221 | 257 | 84 | 2 | 1 | 82 | 790 | 453 | 1,243 |

資料4－4

令和7年度　三田洞神仏温泉利用状況③

利用月		市内								市外								合計
		当日券				回数券				当日券				回数券				
	単価	120	240	240	490	1200	2400	2400	4900	240	310	490	620	2400	3100	4900	6200	
		障害者 当日券	60歳以上 当日券	市内小中 当日券	一般 当日券	障害者 回数券	60歳以上 回数券	市内小中 回数券	一般 回数券	市外 障害者 当日券	市外小中 当日券	市外 60歳以上 当日券	市外一般 当日券	市外 障害者 回数券	市外小中 回数券	市外 60歳以上 回数券	市外一般 回数券	
4月	枚・冊	179	860	18	122	12	77	1	3	51	10	216	157	1	0	4	1	1,712
	円	21,480	206,400	4,320	59,780	14,400	184,800	2,400	14,700	12,240	3,100	105,840	97,340	2,400	0	19,600	6,200	755,000
5月	枚・冊	183	872	19	151	23	102	0	2	42	22	196	179	2	0	3	1	1,797
	円	21,960	209,280	4,560	73,990	27,600	244,800	0	9,800	10,080	6,820	96,040	110,980	4,800	0	14,700	6,200	841,610
6月	枚・冊	157	700	12	119	24	140	0	4	29	9	188	150	2	0	7	1	1,542
	円	18,840	168,000	2,880	58,310	28,800	336,000	0	19,600	6,960	2,790	92,120	93,000	4,800	0	34,300	6,200	872,600
7月	枚・冊	169	634	5	104	31	131	0	7	35	13	171	169	2	0	4	0	1,475
	円	20,280	152,160	1,200	50,960	37,200	314,400	0	34,300	8,400	4,030	83,790	104,780	4,800	0	19,600	0	835,900
8月	枚・冊	162	658	14	138	29	141	0	2	29	13	131	205	2	0	9	0	1,533
	円	19,440	157,920	3,360	67,620	34,800	338,400	0	9,800	6,960	4,030	64,190	127,100	4,800	0	44,100	0	882,520
9月	枚・冊	154	701	15	136	31	169	0	6	37	10	171	204	3	0	4	1	1,642
	円	18,480	168,240	3,600	66,640	37,200	405,600	0	29,400	8,880	3,100	83,790	126,480	7,200	0	19,600	6,200	984,410
10月	枚・冊	174	820	11	167	37	187	0	5	30	3	210	162	4	0	5	0	1,815
	円	20,880	196,800	2,640	81,830	44,400	448,800	0	24,500	7,200	930	102,900	100,440	9,600	0	24,500	0	1,065,420
11月	枚・冊	185	867	11	148	32	205	0	8	44	4	209	168	1	0	9	1	1,892
	円	22,200	208,080	2,640	72,520	38,400	492,000	0	39,200	10,560	1,240	102,410	104,160	2,400	0	44,100	6,200	1,146,110
12月	枚・冊	189	848	6	170	35	224	0	9	25	4	204	111	2	0	11	1	1,839
	円	22,680	203,520	1,440	83,300	42,000	537,600	0	44,100	6,000	1,240	99,960	68,820	4,800	0	53,900	6,200	1,175,560
1月	枚・冊	190	989	19	154	36	251	0	3	38	7	237	159	4	0	7	1	2,095
	円	22,800	237,360	4,560	75,460	43,200	602,400	0	14,700	9,120	2,170	116,130	98,580	9,600	0	34,300	6,200	1,276,580
2月	枚・冊	162	943	13	140	44	238	0	6	38	2	192	125	5	0	7	0	1,915
	円	19,440	226,320	3,120	68,600	52,800	571,200	0	29,400	9,120	620	94,080	77,500	12,000	0	34,300	0	1,198,500
3月	枚・冊	175	1,014	15	149	44	294	0	6	47	9	261	147	7	0	8	1	2,177
	円	21,000	243,360	3,600	73,010	52,800	705,600	0	29,400	11,280	2,790	127,890	91,140	16,800	0	39,200	6,200	1,424,070
合計	枚・冊	2,079	9,906	158	1,698	378	2,159	1	61	445	106	2,386	1,936	35	0	78	8	21,434
	円	249,480	2,377,440	37,920	832,020	453,600	5,181,600	2,400	298,900	106,800	32,860	1,169,140	1,200,320	84,000	0	382,200	49,600	12,458,280

指定管理業務に係る特記仕様書　資料5

【労働関係法令等遵守に関する留意事項】

第1　指定管理者は、指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する労働者について、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。

2　指定管理者は、指定管理業務の一部を第三者に委託するときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）及び中小受託取引適正化法などの関係法令を遵守すること。

【公契約(指定管理者による公の施設の管理に関する協定を含む)に関する留意事項】

第1　指定管理者は、公契約に係る基本方針を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、市及び事業者等が一体となって公契約に関する制度の適正な運用を図り、良質な公共サービスが提供され、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした岐阜市公契約条例を遵守すること。

【不当介入への対応に関する留意事項】

第1　指定管理者は、指定管理者としての業務(以下「指定管理業務」という。)の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は指定管理業務の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、市に報告しなければならない。

【障害者差別解消法への対応に関する留意事項】

第1　指定管理者は、利用者の利便性向上等の観点から、障がいのある人に対し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」第11条第1項に規定する指針に基づき対応すること。また、指定管理者が提供すべき合理的配慮については、岐阜市と指定管理者の間で大きな差異が生じないよう努めること。

【個人情報の取扱いに関する留意事項】

（基本的事項）

第1　指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2　指定管理者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第3　指定管理者は、指定管理業務の実施における個人情報の取扱いの責任者（以下この条において「責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定めなければならない。

2　指定管理者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3　指定管理者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

4　指定管理者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報を取り扱う業務にあっては、責任者及び事務従事者をあらかじめ書面により市に届け出なければならない。責任者又は事務従事者を変更する場合も同様とする。

（教育及び研修の実施）

第4　指定管理者は、全ての事務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他指定管理者として行う業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（取得の制限）

第5　指定管理者は、指定管理業務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2　指定管理者は、指定管理業務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでない。

（利用及び提供の制限）

第6　指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでな

い。

（改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止等）

第7　指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2　指定管理者は、市が承諾した場合を除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出してはならない。

（廃棄等）

第8　指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（秘密の保持）

第9　指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせてはならない。指定管理業務が終了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10　指定管理者は、指定管理業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでない。

（事務従事者への周知）

第11　指定管理者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（資料等の返還等）

第12　指定管理者は、指定管理業務を処理するために、市から提供を受け、又は指定管理者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定管理業務が終了し、又は指定を取り消された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告）

第13　指定管理者は、指定管理業務の履行について、市に定期的に報告しなければならない。

2　指定管理者は、指定管理業務に係る協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

（再委託の禁止）

第14　指定管理者は、指定管理業務を再委託してはならない。ただし、市の承諾を受けたときは、この限りでない。

2　指定管理者は、再委託の相手方に指定管理業務に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定

める全ての事項を遵守させるとともに、指定管理者と再委託の相手方との契約関係にかかわらず、市に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3　指定管理者は、市の承諾を得て再々委託を行う場合において、再々委託の契約内容にかかわらず、市に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（情報セキュリティ対策）

第15　指定管理者は、情報セキュリティ対策の実施状況について、協定締結後一週間以内に「（別紙）情報セキュリティ対策チェックシート」を作成し、提出すること。再委託する場合、再委託先も「情報セキュリティ対策チェックシート」による点検を実施し、指定管理者の責任で問題ないことを確認の上、提出すること。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第16　指定管理者は、指定管理業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第9の規定に準じるものとする。

2　指定管理者は、派遣労働者に指定管理業務に関する一切の義務を遵守させるとともに、指定管理者と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者による個人情報の処理に関し、市に対して責任を負うものとする。

（立入調査）

第17　市は、指定管理者が指定管理業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、個人情報の保護のため必要な措置が講じられているか確認する必要があると認めるときは、指定管理者に報告を求め、又は指定管理者の作業場所を立入調査することができる。

（事故発生時等の公表）

第18　市は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故を把握した場合には、必要に応じ、指定管理者及び再委託先（再々委託先を含む。）の名称並びに当該事故の概要その他の必要事項を公表するものとする。

（契約の解除）

第19　市は、指定管理者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、指定管理者としての指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止することができる。

2　指定管理者は、前項の規定に基づく指定の取消し及び業務の停止により損害を被った場合においても、市にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第20　指定管理者は、指定管理業務において、本特記仕様書の定めに反した取扱いにより市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。

（別紙）　　（参考）　**情報セキュリティ対策チェックシート**

	チェック内容	はい	いいえ	該当無
1. 契約時の「情報セキュリティ要件」等の遵守状況				
	貴社は、契約時の「情報セキュリティに関する要件」や「個人情報取扱特記仕様書」などの諸規定を、本業務に従事する技術者等（再委託先を含む。以下、「従事者」という。）に遵守させるよう教育し、教育・指導の記録を管理していますか？※特定個人情報取扱業務については、発注者の指示に従い、個人情報保護研修の実施状況、従事者の署名入りの研修記録を提出してください。	□	□	□
2. 組織的安全管理				
2-1	情報セキュリティ対策に関わる責任者と担当者の役割や権限が明確になっていますか？具体的には、個人情報保護責任者、個人情報保護担当者は任命されていますか？	□	□	□
2-2	重要な情報またはそれを管理する物品等について、入手、利用、保管、交換、提供、作成、消去、破棄における取扱手順を定めていますか？	□	□	□
2-3	情報資産の業務目的以外の使用及び第三者への提供の禁止を、従事者に対して遵守させていますか？	□	□	□
2-4	契約期間中及び契約終了後においても、業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならないことを、従事者に対して遵守させていますか？	□	□	□
2-5	個人情報管理台帳等により、管理すべき重要な情報資産を把握し、区分していますか？また、その更新を行っていますか？	□	□	□
2-6	再委託を行う場合、発注者の事前の承認を得ていますか？また、再委託先の個人情報保護管理体制を確認し、機密保持契約を締結するとともに、本チェックシートによる点検をしていますか？	□	□	□
2-7	内部点検を定期的に実施していますか？また、点検に基づく改善を行っていますか？	□	□	□
2-8	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づくISMS認証又はそれと同等の認証を取得し、適切に更新していますか？（受注者及び再委託先の事業者）（※特定個人情報取扱業務については、受注者及び再委託先の事業者についても認証証明書の写しを提出してください）	□	□	□
3. 人的安全管理				
3-1	委託業務に関わる従業員（契約社員、パート、アルバイトを含む）から機密保持に関する誓約書など取得していますか？	□	□	□
3-2	派遣社員を使用している場合、派遣会社と機密保持契約を結び、自社の個人情報保護の仕組み・手順を理解させ、誓約書を取得していますか？	□	□	□
3-3	アクセス権限を付与する従業員は必要最小限に限定し、かつアクセス権限の範囲も必要最小限に限定していますか？	□	□	□
4. 物理的安全管理				
4-1	私物のパソコン及び不正な記録媒体の接続を禁止していますか？	□	□	□
4-2	パソコン等の端末、記録媒体、情報資産及びソフトウエア等を外部に持ち出す場合、情報セキュリティ対策に関わる責任者等の許可を得ていますか？	□	□	□
4-3	重要な情報を含む書類、記憶媒体、モバイルPC等の保管場所やそれらを扱う場所について、施錠管理や入退管理を行っていますか？	□	□	□
4-4	重要な情報を含む書類、記憶媒体、モバイルPC等について、整理整頓を行うとともに、取り扱う場所への監視カメラ設置などの盗難防止対策や確実な廃棄を行っていますか？	□	□	□
4-5	市や外部の組織と情報をやり取りする際に、情報の取扱いに関する注意事項について合意し、管理簿等で保管期限（5年）を定めた上で、記録をとって実施していますか？	□	□	□
5. 技術的安全管理				
（1）情報システム及び通信ネットワークの管理				
5-1	情報システム（本業務システムだけでなく、貴社が管理するシステム、パソコン等も含む。）のセキュリティ対策に関する運用ルールを策定していますか？	□	□	□
5-2	ウイルス対策ソフトは常時最新のパターンファイルに更新していますか？	□	□	□
5-3	導入している情報システムに対して、最新のパッチを適用する等の脆弱性対策を行っていますか？	□	□	□
5-4	通信ネットワークを流れる重要なデータ、電子メールに添付する機密情報などに対して、暗号化等の保護策を実施していますか？	□	□	□
5-5	情報システムを扱う機器からUSBメモリ等へデータを外部に持ち出す場合、データ持出し制限、承認者による持出し許可、持出し記録の管理を行っていますか？	□	□	□
5-6	モバイルPCやUSBメモリ等の記憶媒体でデータを外部に持ち出す場合、盗難、紛失等に備えて、適切なパスワード設定や暗号化等の対策を実施していますか？	□	□	□
5-7	インターネット接続に関わる不正アクセス対策（ファイアウォール機能、パケットフィルタリング、ISPサービス等）や不正な通信、不正操作の有無を確認するため、ログ（通信記録）の取得や管理、監視を行っていますか？	□	□	□
5-8	無線LAN のセキュリティ対策（強力な暗号化方式（WPA2またはWPA3）と認証方式（AES方式））を行っていますか？	□	□	□
5-9	メール誤送信を防ぐ対策（メール送信前確認や強制BCC化）及び運用ルールを設けていますか？	□	□	□
（2）アクセス制御				
5-10	情報システム（本業務システムだけでなく、貴社が管理するシステム、パソコン等も含む）へのアクセスを制限するために、利用者IDの管理を行っていますか？	□	□	□
5-11	情報システムに誤ったプログラム処理が組み込まれないよう、不具合を考慮した技術的なセキュリティ対策（推測可能なパスワード、初期パスワードの設定禁止、認証の総当たり攻撃対策、機器内のセキュリティパラメータの保護）を行っていますか？	□	□	□
5-12	重要な情報に対するアクセス権限の設定を行っていますか？ また、アクセス記録は保管期限（5年）を定め取得し、保管していますか。	□	□	□
5-13	改ざんや漏えい防止のため、リスクが大きい振る舞いを検知する仕組みや、各種ログの点検を定期的に行う体制が整備されていますか？不要なポートを閉じ、外部からアクセスできる通信経路を必要最小限に絞っていますか？	□	□	□
6. 事故対応				
6-1	情報セキュリティに関する事件や事故等（情報漏洩、ウィルス感染等）の緊急時対応の手続き、報告書の様式、連絡体制は整備できていますか？また、事故の再発防止への取組はされていますか？	□	□	□
6-2	情報システムに障害が発生した場合、業務を再開するため緊急時対応計画、緊急時連絡網の整備を策定し、訓練をしていますか？	□	□	□

※「いいえ」とした項目については、今後の対策を作成し、本チェックシートとともに提出してください（様式任意）。また、対策について岐阜市担当者と協議の上、実施してください。

提　出　日：令和　　年　　月　　日
委託業務名：
受注者名：
代表者名：
岐阜市発注部署：岐阜市役所福祉事務所高齢福祉課

資料 6

目的外使用許可について

Ⅰ　目的外使用許可とは

今回選定する施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）であり、財産の分類上、行政財産として区分されております。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その**用途又は目的を妨げない限度**において**使用を許可することができる**とされております。このことを**行政財産の目的外使用許可**といいます。**目的外使用許可**は**市長のみが行使できる権限**であり、指定管理者が行うことはできません。

Ⅱ　目的外使用許可の基準

岐阜市公有財産規則において、次に掲げる場合に限り、使用を許可するものとしております。

なお、目的外使用を許可している事例の多くは、自動販売機の設置、売店、喫茶コーナー、物品販売、広告物等です。

(使用許可の基準)

1　当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店その他の施設を設置するとき。
2　公の学術調査若しくは研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に一時的に使用させるとき。
3　水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
4　災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
5　国、地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。
6　市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
7　その他市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

Ⅲ　指定管理施設における目的外使用許可の取扱い

1 指定管理者の場合

指定管理者が施設の**設置目的又は用途を妨げない範囲**で**自らの費用負担**による**自主事業**を実施するために施設を使用する場合は、**事前に市の承諾を得る**ものとし、その内容が**目的外使用に該当**すると認められるときは、目的外使用の**許可**を得ること。（目的内の使用であれば使用料を市に支払い、事業を実施すること。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当部署と協議すること。

2 指定管理者以外の場合

目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が直接指定管理者にあった場合については、指定管理者が判断するのではなく、**速やかに担当部署へ引き継ぐ**こと。

過去4年間及び令和8年度の指定管理業務に係る委託料について

資料7

岐阜市三田洞神仏温泉

令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額
45，547，937円	45，628，000円	43，850，000円	43，950，000円	43，950，000円

資料８

収支予算立案のための参考情報

三田洞神仏温泉

<table>
<tr><th>経費</th><th>参考情報</th></tr>
<tr><td>電気使用量</td><td>【仕様】
(1)　供給電気方式等
ア　電気方式　交流三相三線式　予備線なし
イ　標準電圧　６，６００Ｖ
ウ　標準周波数　６０Ｈｚ
エ　受電設備容量　１５０ｋＶＡ
オ　常用・非常用自家発電設備　なし
(2)　電力計及び検針方法
ア　スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
イ　検針日　１日
(3)　需給地点　構内第１柱の区分開閉器
(4)　電気工作物の財産分界点、保安上の責任分界点及び電気工作物の財産分界点
構内第１柱の区分開閉器電源側の責任分界点
(5)　指定管理期間中の電力契約に影響するような電気設備の変更予定なし
(6)　耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
【期間別の使用量】
<table><tr><td>夏季（７月から９月まで）</td><td>５１，７３５ｋｗｈ</td></tr><tr><td>その他季（夏季以外の月）</td><td>１３２,５９５ｋＷｈ</td></tr><tr><td>総　　量</td><td>１８４,３３０ｋＷｈ</td></tr></table>【時間帯区分（上記の総量に占める割合）】
<table><tr><td>昼間時間（重負荷時間を除く８時から２２時まで）</td><td>８４％</td></tr><tr><td>夜間時間（昼間時間及び重負荷時間以外の時間）</td><td>１６％</td></tr><tr><td>重負荷時間（夏季の１０時から１７時まで）</td><td>１７％</td></tr></table>【指定管理料の上限額のうち電気料金の積算額（単年度）】
５，３０５，４７３円</td></tr>
<tr><td>ガス使用量</td><td>３７．６㎥</td></tr>
<tr><td>水道使用量</td><td>３６，７０６㎥</td></tr>
<tr><td>保守管理業務経費
（委託料）</td><td>空調保守点検業務、昇降機保守点検業務、自動ドア保守点検業務、ボイラー保守点検業務、浄化槽保守点検業務、防災機器保守点検業務、非常放送設備保守点検業務、スカイウエル保守点検業務、給茶機保守点検業務、電気保安業務、ほか</td></tr>
</table>

※　電気・ガス・水道使用量については、令和７年度の実績を記載しています。

資料９

岐阜市三田洞神仏温泉の管理運営に関する協定書（参考）

岐阜市（以下「市」という。）と△△△△△（以下「指定管理者」という。）とは、岐阜市三田洞神仏温泉（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務について、次のとおり協定書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（趣旨）

第1条　この協定は、施設の設置目的を効果的かつ、効率的に達成するため、岐阜市三田洞神仏温泉条例（昭和42年岐阜市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定された指定管理者が行う施設の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（期間）

第2条　指定管理者による本施設の管理運営の期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2　この協定の期間は、前項の期間と同じ期間とする。

（会計）

第3条　管理業務に係る会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までを会計年度とし、独立した区分による経理を行わなければならない。

（管理業務）

第4条　指定管理者は、条例第7条の規定に基づき、管理業務として次に掲げる管理業務を行う。

(1)　施設の管理に関する業務

(2)　使用の制限に関する業務

(3)　使用料の徴収に関する業務

(4)　神仏温泉の事業として市長が定める事業に関する業務

(5)　前各号に掲げる業務のほか、神仏温泉の管理上又は神仏温泉の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2　前項各号に掲げる業務の細目は、別紙の募集要項、申請要綱、仕様書及び事業計画書に記載されたとおりとする。

3　指定管理者は、公の施設であることを常に念頭に置いて、公正に管理業務を実施しなければならない。

4　指定管理者は、管理業務の実施に当たっては、関係法令、条例等を遵守しなければならない。

（指定管理以外の業務）　　※応募者より提案があった場合

第5条　指定管理者は、・・・・・・利用者サービスの観点から、前条に規定する業務のほか、以下の業務を行うものとする。

(1)　・・・・・・・・・

(2)　その他市及び指定管理者が必要とする業務

2　前項第1号に掲げる業務については、指定管理者が市から施設の目的外使用許可を受けて運営するものとする。

（管理物件）

第6条　指定管理者が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に市

が提示する公有財産台帳及び備品台帳によるものとし、指定管理者は無償で使用できるものとする。

2　指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、又は使用しなければならない。

3　指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

4　指定管理者は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

5　指定管理者は、災害、事故等により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、速やかに市に報告し、その指示を受けなければならない。

6　指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、指定管理者の負担において管理物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（情報の取扱い）

第7条　指定管理者は、管理業務の実施において作成し、取得し、又は保有した個人情報の取扱いについては、岐阜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岐阜市条例第49号）の規定に準じて取り扱わなければならない。

2　指定管理者及び管理業務に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。第 2 条の期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消された後においても同様とする。

3　指定管理者は、管理業務の実施において作成し、取得し、又は保有した文書については、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例第 28 号）の規定に準じて取り扱わなければならない。

4　指定管理者は、前項の文書に関し、情報公開の請求があった場合は、市と協議し必要な措置を講じるものとする。

5　指定管理者は、市から管理業務に係る文書の提供の依頼があった場合は、市に当該文書の提供をするものとする。

（管理業務従事者等）

第8条　指定管理者は、管理業務に従事する者の氏名を、あらかじめ市に通知しなければならない。

2　指定管理者は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、市に通知しなければならない。

3　指定管理者は、前2項の規定による通知に係る事項に変更がある場合は、直ちに市に通知しなければならない。

（再委託の禁止）

第9条　指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（権利譲渡禁止）

第10条　指定管理者は、この協定を締結したことにより生じた権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、市においてやむを得ないと認め、かつ、岐阜市議会の同意を得た場合は、この限りでない。

（損害の賠償）

第11条　指定管理者は、管理業務の実施に当たり、その責に帰すべき事由により市又は第三者

に損害を与えた場合は、これを補償しなければならない。
2　前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

（リスク分担）

第12条　管理業務に関するリスク分担については、別記1のとおりとする。
2　別記1に定める事項に疑義がある場合又は当該事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

（非常時の対応）

第 13 条　指定管理者は、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに市に報告しなければならない。
2　指定管理者は、事前に、非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを市に届け出なければならない。

（災害時の対応）

第14条指定管理者は、施設の営業時間内に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令、または発令される前に施設利用者が滞留する場合や自主的避難者がいる場合は、速やかに市へ報告し、対応について市と協議しなければならない。
2　指定管理者は、市との協議により自主避難者等を受け入れる場合は、協力するものとする。
3　市は、自主避難者等を指定避難所等に受け入れるため、他の避難所等を開設し、自主避難者等を避難させるものとする。ただし、災害の状況により避難させることが困難な場合は、この限りではない。
4　市の指示により自主避難者等を受け入れた場合、指定管理者は施設内で発生した避難者及び物資に係る事故について責任を負わないものとする。
5　指定管理者が災害対応業務等で支出した費用については、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
6　市の遵守事項は下記のとおりとする。
(1)　市は、施設で混乱が生じないように連絡体制及び安全管理に万全を期すとともに、施設等に破損、滅失等が生じないように十分配慮する。
(2)　市は、施設等が著しく破損し、または避難者等の受け入れが限界を超え、使用不能となった場合には、他の避難所の確保等に努めること。
(3)　市は、施設の避難所としての使用が長期にわたる等の理由により、指定管理者の通常業務に支障を来すおそれが生じた場合には、速やかに他の避難所の確保等に努めること。
(4)　市は、施設の避難所としての使用が終了したときは、責任をもって速やかに廃棄物の処理等を行うこと

（事業計画書の提出）

第15条　指定管理者は、第3条に規定する会計年度ごとに、管理業務に係る事業計画書及びその収支の明細を当該年度の前年度2月末日までに市に提出し、その承認を得なければならない。
2　指定管理者は、前項の承認を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならない。この場合において、収支の明細は、前項の規定にか

かわらず、市が定める日までに提出するものとする。

（事業報告等）

第16条　指定管理者は、毎月事業終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月毎の事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

(1)　管理業務の実施状況

(2)　施設の利用状況（開館日数、区分別・年齢別利用実績、利用団体数、利用者数等）

(3)　料金収入・行事の実施状況

(4)　前2号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

2　指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)　管理業務の実施状況

(2)　施設の利用状況（開館日数、区分別・年齢別利用実績、利用団体数、利用者数等）

(3)　料金収入・行事の実施状況

(4)　管理経費等の収支状況

(5)　満足度調査（アンケート）結果

(6)　利用促進方策（広報等）の実施状況

(7)　前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

3　市は、必要があると認める場合は、指定管理者に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

4　市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、貸借対照表、損益計算書など直近の経営状況を確認できる書類の提出を求めることができる。

5　指定管理者は、前項の規定による指示に従い、是正等の措置を講じ、市に対しその措置の内容を速やかに報告しなければならない。

（指定の取消し等）

第17条　市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った委託料（管理業務の実施に対する対価をいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1)　指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に基づく市の指示に従わないとき。

(2)　指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に違反したとき。

(3)　指定管理者として指定を受ける際の応募資格に不適合となったとき。

(4)　指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

2　前項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。

3　指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設及び物品等を市に返還しなければならない。

4　指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に委託料が支払われているときは、市の指定する期日ま

でに当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた委託料として市が計算して定める金額を市に返納しなければならない。

5　市は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合において、市は、廃止しようとする日の30日前までにこれを指定管理者に通知し、指定管理者の指定を取り消さなければならない。

6　前項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者が協議して定める。

（原状回復義務）

第18条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その施設を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

2　市は、指定管理者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

（文書の保存）

第19条　指定管理者は、管理業務を実施するに当たって指定管理者が保有する文書は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号）に準じて保存しなければならない。

（重要事項の変更）

第20条　指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

（管理業務の引継）

第21条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の指示に従い、速やかに管理業務に関する事務及び文書を市又は市が指定した者に対して市の指定する期日までに引き継ぐとともに、引継ぎ書を作成しなければならない。

（委託料、支払い方法）

第22条　各年度の委託料の額は、次のとおりとする。

令和9年度　〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度　〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和11年度　〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

2　指定管理者は請求書により、市に委託料を請求するものとする。

3　委託料の支払い方法は、次のとおりとする。

毎月の履行部分に相当する金額を実施月の翌月に支払うものとする。詳細は別記2のとおりとする。

（協定外の事項）

第23条　この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議して定めるものとする。

市と指定管理者とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

岐阜市　　代表者　岐阜市長　○　○　○　○　印

指定管理者　住所　　○○○○○○○
商号又は名称　○○○○○○○○
氏名　　○○○○○　　印

別記１

リ　ス　ク　分　担

（負担者側に○）

No.	種類	リスクの内容	負　担　者	
			岐阜市	指定管理者
1	指定管理への円滑な移行	指定管理者の責めに帰すべき事由により、円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	協定書（第４条）にて示される業務に直接関係する法令等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合（施設の瑕疵・施設改修等）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止）		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	物価変動及び事業条件（仕様）変更以外の要因による管理運営費の増大		○
		上記のうち、急激な物価上昇等、特殊な事由が認められる場合	○	
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等による需要変動		○
		上記以外で、指定管理者の責めに帰さない事由により、当初の需要見込みと大きく異なると認められる場合	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

別記２

令和９年度～11 年度

岐阜市三田洞神仏温泉委託料月別内訳書

月	金額（税込）　　（円）
４月分	
５月分	
６月分	
７月分	
８月分	
９月分	
１０月分	
１１月分	
１２月分	
１月分	
２月分	
３月分	
合計	